

発がん性のおそれのある有機溶剤の今後の特殊健康診断等について(案)

【経緯】

- 平成25年度第3回「化学物質のリスク評価検討会」(座長 名古屋俊士 早稲田大学理工学術院教授)において、発がんのおそれのある有機溶剤の今後の対応について検討された。その結果、発がんのおそれのある有機溶剤については、高濃度又は長期間のばく露による職業がんの予防の観点から対応が必要であるとされた。
- 当該10種類の化学物質が職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、記録の保存期間を延長するなどの措置について検討する必要があるとされた。
- さらに、10物質の一つであるジクロルメタンについては、「印刷事業場で発症した胆管がんの業務上外に関する検討会」報告書で、胆管がんは、ジクロルメタン又は、1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露することにより発症し得ると医学的に推定できるとされた。
- なお、ジクロルメタンについては、平成25年度委託事業「職場における化学物質のリスク評価推進事業」において開催された「化学物質の健康診断に関する専門委員会」(座長 櫻井治彦 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター技術顧問)で、ジクロルメタンに係る特殊健康診断の必要性の有無及び健康診断項目について検討が行われた。

1 ジクロルメタン

〔一次健康診断項目〕

1. 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
2. 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
3. ジクロルメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の自覚症状又は他覚所見の既往歴の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性症状については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

4. 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の自覚症状または他覚所見の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性症状については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
5. 血清アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、血清アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、血清ガンマ-グルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）、アルカリホスファターゼ（ALP）及び血清ビリルビンの検査

〔二次健康診断項目〕

1. 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
2. 医師が必要と認めた場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA19-9等の腫瘍マーカーの検査
3. 医師が必要と認めた場合は、血中カルボキシヘモグロビン濃度の検査または呼気中一酸化炭素濃度の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

※健診項目は、有害業務に従事する労働者及び有害業務に従事したことがある労働者で、引き続き使用されるものが対象。

2 そのほかの発がん性のおそれのある9物質(*)について

＜化学物質のリスク評価検討会報告書(第2回)提言について＞

- 現行の有機溶剤中毒予防規則の対象で、IARCで発がんのおそれのあるとされた10種類の化学物質については、有機溶剤中毒予防規則に基づき、事業者は、作業主任者を選任して作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないよう必要な措置を講ずるとともに、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の発散防止措置を講ずることとされ、さらに屋内作業場では6月以内ごとに作業環境測定を行うこと等により、作業環境を良好な状態に維持するよう求められているなど、一連のばく露防止措置を義務づけられている。
- しかし、これらの措置をエチルベンゼン、エチレンオキシド等特定化学物質障害予防規則に規定する特別管理物質と比較すると、含有量が1%を超え5%以下の混合物については、ばく露防止措置が義務づけられていないこと、発がん物質である旨を作業場に掲示する必要がないこと、製造・取り扱いに伴う作業の記録とその保存の必要がないこと、作業環境測定の結果の記録の保存が3年であること、特殊健康診断の結果の記録保存期間が5年であること等が異なる。当該10種類の化学物質が職業がんの原因となる可能性があることを踏まえると、記録の保存期間を延長するなどの措置について検討する必要がある。

(*)

クロロホルム

四塩化炭素

1, 4-ジオキサン

1, 2-ジクロロエタン

スチレン

1, 1, 2, 2, -テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)

テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)

トリクロロエチレン

メチルイソブチルケトン

＜有機溶剤中毒予防規則の健康診断について＞

- 健康診断については、当該物質を5パーセントを超えて含有する有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならないこととされている。

(参考) 有機溶剤中毒予防規則(第 29 条)で規定する健康診断項目

〔一次健康診断項目〕

1. 業務の経歴の調査
- 2-1. 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査
- 2-2. 別表の下欄に掲げる尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査についての既往の検査結果の調査
- 2-3. 次の検査についての既往の異常所見の有無の調査
 - a 尿中の蛋白の有無の検査
 - b 別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)
 - c 医師が必要と認めるものについて行う貧血検査、肝機能検査、腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く。)、神経内科学的検査
- 2-4. 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
3. 尿中の蛋白の有無の検査
4. 別表下欄に掲げる項目についての医師による健康診断

〔医師の判断項目〕

5. 医師が必要と認めた場合は、作業条件の調査 貧血検査、肝機能検査※、腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く。)、神経内科学的検査

<別表下欄で定める健康診断項目(そのほかの発がん性のおそれのある9物質)>

有機溶剤名	健康診断項目
クロロホルム、四塩化炭素、1, 4 ジオキサン、1, 2ジクロルエタン、1, 1, 2, 2, テトラクロルエタン	血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GO T)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトターランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査(以下「肝機能検査」という。)
スチレン	尿中マンデル酸の量の検査
テトラクロルエチレン、トリクロルエチレン	肝機能検査、尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査

注1) 有機則で定める健康診断は、当該業務に常時従事する労働者が対象。

注2) 前回の定期健康診断において尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査の健康診断を受けた者について、医師が必要でないときとは当該項目を省略することができる。

※ なお、医師が必要と認めた場合に行う「肝機能検査」には、血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトターランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査以外に、血清の総蛋白、ビリルビン、アルカリフォスファターゼ、乳酸脱水素酵素の検査等があること。

(平成元年 8 月 22 日付 基発第 462 号)